一 締め

お尋ね】

7

0

6

2

6

2

• 佐世保商工会議所 • 市役所秘書課

域

Щ

締め切り 11月30日 とは申込場所が異なります)。 費に名刺を添えてどうぞ (吹



市役所各課へは 代表番号 **2** 0956 · 24 · 1111

### お 知らせる 9

11月23日(勤労感謝の日)= 収集し 祝日の燃や 市廃棄物・リサイクル対策課 **T** 0 9 せるごみ収 6 3 2 . 2428)

ます

注意くださ 海岸に漂着し 市廃棄物・リサイク た医療系廃棄物にご 対策課

ることなく同課にご連絡ください。と大変危険です。医療系廃棄物とみり、不用意に触れるとけがをするなり、不用意に触れるとけがをするない。不明意に対が付着している場合もあ廃棄物の漂着が確認されました。注 (**5**0956·32 · 2428)

#### じ んけ んは2世紀のキ ワ

#### 市役所· 人権啓発課

超啓発強調月間です。 月11日~12月10日は、 長崎県同

> 特設-人権相談所と無料電話相

佐々行政センター 時間は1= 宇久保健福祉センター 29-24日 = 世知原行政センター 程(11月)秘密厳守) 24日 = 世知原行政センター 27日22日 = ひまわりの館(吉井町前岳21日 = 西地区公民館(金比良町) 家 庭 ・ (☎0956・24・4850) 長崎地方法務局佐世保支局総務課 のご相談に応じます 15 時 12月10日9~ 職 場 • 2 0 . ❶特設人権相談所 2県下一斉無料電話相 20日= 日宇地区公民館 ●特設人権相談所 日に応じます(相談無料、・近隣間などに関する 以センター 27日3館(吉井町前岳) 8 18 時 時間はいずれ 1 29日 小 3

#### 国民年 の 控除証明書

# (☎0956・34

送付されます)。 送付されます)。 送付されます(平成18年中に初めて保険料を納付した日がら送付されます(平成18年中に初めて保険料控除の適用を受いる場合に必要です。11月上旬に社会保険庁から送付されます(平成18年では、年末調整を証明する控除証明書は、年末調整を証明する控除証明書は、年末調整を証明する控除証明書は、年末調 8

からお回しします とき (☎0956・34 大学等新規卒業者合同 11月17日13~

16

ところ

8

6

0 9

企業面談会

参 時

加企業=

#### 八間ドッ クで体のチェ ツ クを

市役所国民健康保

険課

け= 同課、各支所、各人の各指定医療機関内の各指定医療機関上の本市国保加入者上の本市国保加入者の本のを指定を療機関 内容 老人医療受給者を除く30歳以= 短期 (半日) 人間ドック 先着五百人 各行 受診 自己負担金= 政セ 場所= 受け付 ンター 市

#### 申 老 請手続き 人医療対象者の高額医療費支給

### 市役所国民健康保険課

望の場合でもそれぞれ異なる印鑑が美の通帳、印鑑(同一世帯の2人以らまれます。手続き=保険証、老人と素受給者証、郵便局以外の本人名とまれます。手続き=保険証、老人を療受給者証、郵便局以外の本人名を持ている。 一度申請すると費が支給されます。 一度申請すると 支払っり た場合、 自己負担限度額 ます)を超えて一部負担金を 申請により高額医療 (所得により

> 併せて入院時食事代の差額支給行政センターで・非課税世帯必要)を持参して同課か各支所 をする人は領収書の提示が必要です。 で「非課税世帯で、して同課か各支所、」 申請 各

#### 国民健康保険税は納期 内の 納付 を

#### 市役 国民健康保険課

平成18年3月に卒業字、短大、高専、各種対象= 平成19年3月

平

高専、各種+成19年3月

しな け ー しなければならない場合があります。費を一時的に全額(10割)自己負担の有効期間が短くなる場合や、診療保険税を長期間滞納すると保険証 の

#### 納付月で 月は国民健康保険税第6期分の す

#### 役所納税課

市

さ い。納め忘れがなく便利で口座振替や納税組合をご利 用くだ

### 住宅用地などの申告を

### 市役所資産税

(お尋ね⇒県税事務所**2**0956・ 対象=家屋の一部または全部を取り おをしていない人 ●家屋滅失申告 らを所有することになって、相続登 になって、相続登 の新築、解体などで用途の変更が 減されます。 土地・家屋を取得した場合に税が軽 23・4211)= 条件はありますが 住宅用 地 の 申 割産取得税の軽減 (が亡くなり、それいで用途ので用途の変更が を取り、それがでので、相続登りになって、相続登り、それる。 対象 = 土 対象 = 家屋

の通報は最寄りの警察へ。ください。狩猟に関する事故・違反存在を周囲に知らせるよう心掛けて目立つ服装にするなどして、自分の目さい服装にするなどして、自分の歩きや田畑などでの作業のときは、 をご覧くださ 永久選挙 き= 12 月 3~ 人名簿、 在外選挙 日 8 畤 30 人名簿 分~

# 市選挙管理委員会事務局

1月年で調べ、新たな有資格者をでに生まれ、ことし9月1日までに住民基本台帳に登録された人(12月でに生まれ、ことし9月1日までに住民基本台帳に登録された人(12月2日までの登録資格=昭和61年12月2日ま があった人を随時登録)(ほかに条件あり。同委員会に申請日本国民で国外へ住所を移した人 選挙人名簿の登録資格=20歳12月2日に追加登録します)1日現在で調べ、新たな有資 20歳以上の

#### 申 請書の提出を 委員会委員 の選挙 人名簿登載

# 市選挙管理委員会事務局

象世帯に配布申請書は各農物 のいずれかに該当する人 千㎡1日までに生まれた市内在住者で次象世帯に配布 対象=昭和62年4月申請書は各農協営農組合長を通じ対申請書は各農協営農組合長を通じ対来年1月1日現在で同名簿を作成。 の 1

> 法人の組合員、社員以上の農地を耕作し(内縁を除く) 居して る農業経営者 農業経営者と同10アール) 以上の農地を耕作して る親族またはその配偶者 社員または株主 している農業生産 干 ㎡ (10アー

までに所属の農協営農組合長へに従事している人 提出= 11月30日以上耕 日

#### 査にご協力を 検察審査員 候補者選定の ため の調

## 市選挙管理委員会事務局

9月末に告示したもの) 市内のの 標準価格(国土利用計画法にの) 標準価格(国土利用計画法にの) 標準価格(国土利用計画法にの) 標準価格(国土交通省が1月1日現在で調べ、3月末に公示したもの) 標準価格(国土交通省が1月1日現在で調べ、3月末に公示価格(地市立図書館 内容 公示価格(地上の) をします。

下

- 水道普及率などの調査の(50956・24・11

水道への接続が を利用します 、上下水道料金 の調査のため、

水道局下水道管理課

水道の調査で個

人情報を利用

分

ところ=

アル

カ13 ス時

S 30

A S E

В 時

4

日13時30分 ところ= アルカスS月1日に生まれた人 とき= 1月対象= 昭和61年4月2日~同62年

O 30

分

市役所財産管理課

宇久地区公民館で開催予定です。

S

O 30

宇久会場は1月ところ=アルカ

月2日

覧表をご覧く

とき=

11 月 13 日

**T** 0

6 2 2

2 1

6 5 ) 15

市教育委員会社会教育課

在世保税務署 平成18年分のに

8

年末調整説明会

平 成

19年成人式典

当たりの価格で表示しています。び、不動産鑑定士の評価を基に1㎡土地を利用現況別に約百三十カ所選9月末に告示したもの) 市内の

m<sup>®</sup> 選の

水道局給水課

2

5

1

夜間漏水調査にご協力くださ

可能になった区域の世帯対象=市内で公共下水道への接情報などの個人情報を利用しま固定資産、住民記録、上下水道

<u>17</u>

成

19

新年交歓

会

申会

لح لح

千五百円

(福石町)

月

4日

11

時

す。ご理解とご協力をお願いします。日で最も少ない深夜に実施していまめ、車両の通行量や水道の使用が1水音を聞き取らなければならないた水道管の漏水調査は、わずかな漏

佐世保商工会議所

で昨へ

市環境保全課

歩きなどにご注意を

(**5**0956

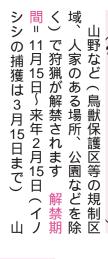
年 会

2 世保検察審査会事務局(なの番します。お尋ねは、同事発 査します。お尋ねは、同事務局か佐予定者の職業などを文書や電話で調 挙人名簿の中からくじ「 検察審査員」の候補 市選挙管理委員会では、 た不起訴処分の是非を審査す 9 5 の候補予定者を、 にどうぞ。 で選 検察官 9 5 候 诫選 るが

### 不法占用物の撤去にご協力 を

### 市役所土木部管理課

や車いすの人には大変危険です。行者の障害になり、特に視覚障害者となる不法占用です。不法占用は歩などの物を置くことは、道路法違反 歩道や ・側溝の上に植木鉢や  $\frac{1}{1}$ 害は違看者歩反板



域社会全体で取り組むことが必要です。 お尋ね 市役所人権啓発課問題を解決していくためには、家庭や学校などの関係機関だけでなく、地を取り巻く環境は、虐待やいじめなどの問題が存在しています。これらの社会的にも人権が保障されなければなりません。しかし、現状では子ども社会的にまな人権 子どもと人権 大人に比べると未成熟な子どもは、さまざまな人権 子どもと人権